

ご報告

全日本吹奏楽連盟の元職員に対する業務上横領を理由とする損害賠償請求事件において、全日本吹奏楽連盟が全面勝訴した第一審判決後、元職員が控訴しておりましたが、東京高等裁判所民事部は、令和6年9月26日、「本件控訴を棄却する。」という判決を言い渡しました。

この判決により、第一審の判決内容すなわち全日本吹奏楽連盟の主張が正しいものであることを証明することができました。吹奏楽を愛する全国の皆様に強い正義を示すことができたと考えています。

令和6年9月26日

一般社団法人 全日本吹奏楽連盟

理事長 石津谷 治法